

「一般社団法人希望のまち基金」奨学生募集要項
(第6期生二次募集)

1. 目的

高等学校卒業後、一関市または平泉町内企業に就職を希望する生徒の就学援助金の給付、及び就職の支援をすることにより、将来を担う若者の地元への定着を促進し地域の発展を促す。

2. 応募資格

- ◆ 一関市、平泉町に在住で一関市内の高等学校に在学し、高等学校卒業後、地元就職を希望する高校1・2年生。
- ◆ 経済的理由等により、通常の学校生活に支障を来す事情があること。
- ◆ 将来に夢や志を有するもの。
- ◆ 地元愛の心を有するもの。

3. 募集期間

令和6年5月1日(水)から令和6年5月31日(金)まで

4. 対象とする奨学生

若干名。

5. 給付額・使途

月額奨学金 30,000円。

学校に納める教材費、見学等費用、通学費、部活動費等。

6. 給付期間

入学から原則3年間(高校在学期間内)

7. 給付方法

給付は年4回(4・7・10・1の各月)で、1回の給付額は向こう3か月分とする。振込は、原則「奨学生本人の当金庫口座」とする。尚、本募集に限り、令和6年4月から9月までの6か月分を令和6年7月に給付するものとする。

8. 返還

給付型。

但し、高等学校卒業後、進学または地域外への就職等により当初の状況と異なった場合には、別途保護者と協議する。

9. 奨学生となった生徒の責務

- ◆ 学業に精励すること。
- ◆ 健康の維持に努めること。
- ◆ 毎年1回「近況報告書」を提出すること。

10. 奨学生の保護者の責務

- ◆ 奨学生の身辺に変化等があった場合には、速やかに報告すること。
(例) 長期欠席の場合、退学や中退等の場合
- ◆ 前述の奨学生の責務をお子さんが果たせるよう支援すること。

11. 応募方法

応募者は、次の書類を一般社団法人希望のまち基金事務局へ提出する。(郵送又は持参)

- ◆ 奨学金応募申請書
- ◆ 生徒手帳の写し。(氏名、学校名、顔写真が確認できること)
- ◆ 前年収入を証明できる書類(家族全員分) ※(注1)

(注1) 次に該当する書類を提出してください。

- 給与所得者 : 源泉徴収票
- 自営業者 : 確定申告書(控)
- 生活保護世帯の方 : 生活保護決定通知書
- 年金受給者の方 : 年金額確定通知書

尚、必要と認められる場合は、上記以外の書類の提出をお願いする場合や、直接の面談や訪問調査をさせていただく場合があります。

★提出された情報等は、奨学生選考の審査に当たって活用させていただくもので、それ以外の用途には使用しません。(応募書類は返却いたしませんのでご了承願います。)

12. 選考方法及び通知

- ◆ 運営委員会で選考します。
- ◆ 採否の結果は6月下旬に、応募申請書記載のご住所宛てに書面

により通知します。

1 3. 支給の停止・奨学金の返還について

- ◆ 申請書の記載に虚偽が判明した場合。
- ◆ 奨学生となった後に応募資格を失った場合には、その時点で支給を停止する。
- ◆ 高校卒業後、進学、または地区外への就職等により当初の状況と異なった場合等。

尚、上記事由等の場合は別途保護者と協議する。

1 4. その他

高校2年時の冬休み期間に本人の希望職種等のヒアリングを行います。

応募書類提出先

お問い合わせ先

〒021-0024 一関市幸町5-5

一般社団法人希望のまち基金 事務局（一関信用金庫総務部）

TEL 0191-23-9306